

消費者教育 実践事例集

大学との連携による 教員向け消費者教育講座の実践

矢吹 香月 Yabuki Katsuki 岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター

教員向け講座実施の背景と目的

岡山県消費生活センター(以下、センター)は、県民を適切な判断により自己決定できる「自律的な消費者」として育成することを目的とした、消費者教育を推進しています。

学校教育においては、この目的を達成する手段として、より実践的な消費者教育の推進をめざし、2011年度に「消費者教育副読本」を作成し、これを活用した消費者教育のための教員向け消費者教育推進講座を開始しました。例年、夏休み期間中に幼保・小・中・高校・特別支援学校の教員等を対象として、消費者トラブルの現状と消費者教育の必要性等を中心とした内容の講座を実施しています。

また、センターは、2015年度には3年計画で発達段階別消費者教育教材を、岡山大学法学部等の協力で作成し、それらの教材を用いた消費者教育を実施しています。これら教材を配布するだけでなく、センターのボランティア講師に登録している、岡山大学法学部学生サークル「法友会」(以下、法友会)を学校に派遣し、大学生が家庭科や社会科の授業を行う際の教材としても活用できるように支援もしています。

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(2023年3月28日閣議決定)は、2023年度から2029年度までの7年間における、4つの基本的視点を提示しています。

そこでセンターは、基本的視点の『「教えられる」だけでなく、消費者による自ら及び相互に『学ぶ』『考える』『行動する』ことを促進』、「多様な消費者の特性を踏まえたきめ細やかな対応」を具現化した教員向け講座に取り組むこととしました。

具体的に、大学生・教員が「学ぶ」「考える」「行動する」仕組みとしては、①法友会が消費者教育教材案を新たに作成してセンターに提案する、②教員向け講座で教材案を使用して授業を行う、③教員は、生徒の視点で授業を受け、教材内容や大学生の講義手法について意見を伝える、④法友会は、教材をブラッシュアップしてボランティア講師として中学・高校に出向き、作成した教材を用いて授業する、というものです。

本講座の具体的な内容

2024年の教員向け講座には、10名の参加がありました。Part1.消費者教育コーディネーター(以下、コーディネーター)による講演「デジタル社会における消費者教育を考える」、Part2.法友会によるモデル授業「デジタルプラットフォームにおける取引」の構成で実施しました。教材の内容は、デジタルプラットフォームにおける取引に主眼を置き、契約不適合責任についてBtoC契約のケースとCtoC契約のケースとを対比させながら問題点を整理して考えるものです。

2025年の教員向け講座は、11名の参加がありました。Part1.コーディネーターによる講演「消費者の権利と責任を考える～消費生活相談の視点から～」、Part2.法友会によるモデル授業「トラブルを防ぐ契約の授業～『不当勧誘規制』に着目して～」の構成で実施しました。教材は、事業者と消費者間の格差に着目している消費者契約法を、民法の詐欺と消費者契約法における不実告知とを対比させながら問題点を整理して考える内容です。

法友会によるモデル授業は、大学生は教員として、参加している教員は生徒として展開されます。大学生が講義形式で一般的な説明を行い

ながら、教員はグループに分かれて、いくつかのケースについてワークシートを用いて考えます。各グループには大学生2名がチューター（補助講師）として入り、1つのケースをより多くの視点から考えることができるよう、議論をファシリテートします。チューターは、自分たちが学んだ法律の知識を伝えることの楽しさや難しさを感じながら、教員が発言しやすいような雰囲気を作ります。さらに、難しい言葉を分かりやすく説明し、教員が意見を出して議論を深めていけるように工夫します。

こうした手法を取り入れることで、教員は、消費者問題を法的側面から考え、自らが授業を行う際のヒントを得ることができます。また、教員は、生徒と年齢が近い大学生が学校に出向く講座を体験することで、消費者をめぐる法律問題を共有し、大学生から中高校生へと問題解決のための議論の広がり、知の深化が図られていく過程を実感することができます。（写真）

寄せられた感想

講座終了後に実施したPart2.についてのアンケートでは、2024年は参加者全員からよい評価を得られました。また、大学生を授業に活用することについても全員積極的で、1校（中学校）から新たな依頼があり、大学生をボランティア講師として派遣しました。2025年は8名の参加者から回答があり、多くの参加者から概ねよい評価を得られました。また、大学生を授業に活用することについても多くの参加者が積極的でした。（図表）

講座や教材についての自由記述では、「チューターとして話し合いを進めるポイントを教えて

図表 Part2.についてのアンケート結果 ※筆者作成

Part2.		2024年	2025年
講座内容	大変よかった	8名	7名
	よかった	2名	
	どちらでもない		1名
使用した教材	大変よかった	6名	6名
	よかった	4名	
	どちらでもない		2名
大学生の活用	活用したい	6名	3名
	活用を検討する	4名	4名
	無回答		1名

欲しい」「岡山大学の学生の模擬授業があるということで参加した。新しい消費者問題を法的側面からとらえるのは難しかったが、ネットショッピングという生徒に身近な問題から考えるのでよかった」など、大学生が授業を実施する講座に興味をもち、講座参加の契機となったというような意見がありました。その反面、「教員として参加しても『へえーなるほど』というぐらいいないので、生徒にどうやって理解させるかが課題だと思った」、「大切なことがたくさんありすぎて、どこをポイントにするかわからない面があった」といった意見がありました。まだ試行の段階で、問題点が絞られていないことが原因であり、法友会は、今後ブラッシュアップするうえでの課題を明確にすることができました。

今後の展開

消費者教育の推進に関する法律は、消費者教育を、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む」（2条）と定めています。つまり、消費者一人一人が実生活における課題や、より良い社会について議論し、各々大切な存在であることを自覚して行動する力を育成する教育といえます。

センターでは、今後も引き続き本講座のように多様な主体が連携した、より実践的な消費者教育を実施していくこととしています。センターが拠点となり、コーディネーターを中心として、学校、大学、地域と協働・連携し、win-winの関係になる仕組みを作り、より多くの教員の参加が得られる魅力的な講座を提供していきたいと考えています。

写真 教員向け消費者教育講座の様子

